



令和7年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料6

その他の事項について



☆ 標準様式の使用について

事務手続の負担軽減，簡素化の観点から，国において標準様式が定められ，令和 8 年 4 月から使用することが定められました。

申請書…障害福祉サービス等，相談支援，障害児通所のサービス種別の別なく，「指定申請」「指定変更」「更新申請」を統一様式で
変更届…障害福祉サービス等，相談支援，障害児通所も統一

付表，主たる対象者を特定する理由等，苦情解決処理の概要，宣誓書，勤務形態一覧表も国が定めた様式へ変更

変更年月日…令和 8 年 4 月 1 日から

☆ 事務手続の負担軽減について

事務手続の負担軽減として、今後以下のとおりといたしますので、よろしくお願ひいたします。

①人員配置に関する資料の簡素化について…

人員配置基準に該当する**資格に関する資格証等の写し、実務経験証明書及び管理者等の経歴書の提出**とします。雇用契約書等は必要時に提出等できるよう、事業所において管理をお願いいたします。

②運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱いについて…

指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「**〇人以上**」と記載することも差し支えありません。

また、実人数を記載する場合であっても、**4月1日と10月1日を比較して変更があった場合に、変更届を提出すること**で足りることとします。

※**管理者やサービス管理責任者等の変更は従来どおりの取扱い**

☆ 事務手続の負担軽減について

③施設・設備等の写真の簡素化について…

4月以降につきまして、**新規指定時等の写真の添付は、現地確認を行わない訪問系サービス（居宅介護等，計画相談支援等）のみとします。**

④指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について…

障害福祉サービス等事業者が、指定等の更新を6年未満で行うことを妨げるものではないことから、**同一事業所で複数のサービスを受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することは可能とします。**

例) サービスAの更新期限が令和8年8月31日，サービスBの更新期限が令和9年3月31日の場合，サービスAの更新期限である令和8年8月31日に合わせて，サービスBの更新も可能。

☆ 書類提出の省略について

- ・ 施設外就労に関する実績報告書

→ 「就労移行支援事業，就労継続支援事業（A型，B型）における留意事項」において，毎月の報告は不要となっているところですが，**各事業所において実績記録書類を作成，保存し，実績記録を確認する必要が生じた場合にすぐ提出等できるようにしてください。**

- ・ 契約内容報告書

→ 「契約内容報告書の提出の省略について」（令和7年10月28日付）で通知しているところですが，契約内容を確認する必要があると判断した場合，契約内容報告書の提出を求める場合がありますので，**契約開始年月日および契約終了年月日等の管理**をお願いいたします。

☆ 令和8年度報酬改定について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第53回検討会議（令和8年2月18日）資料より

- 処遇改善加算の拡充（令和8年6月施行）
- 就労移行支援体制加算の見直し（令和8年4月施行）
- 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し
（令和8年6月施行）
- 応急的な報酬単価の特例
（令和8年6月から令和9年度報酬改定までの間）

☆ 令和8年度報酬改定について

○ 処遇改善加算の拡充 (令和8年6月施行)

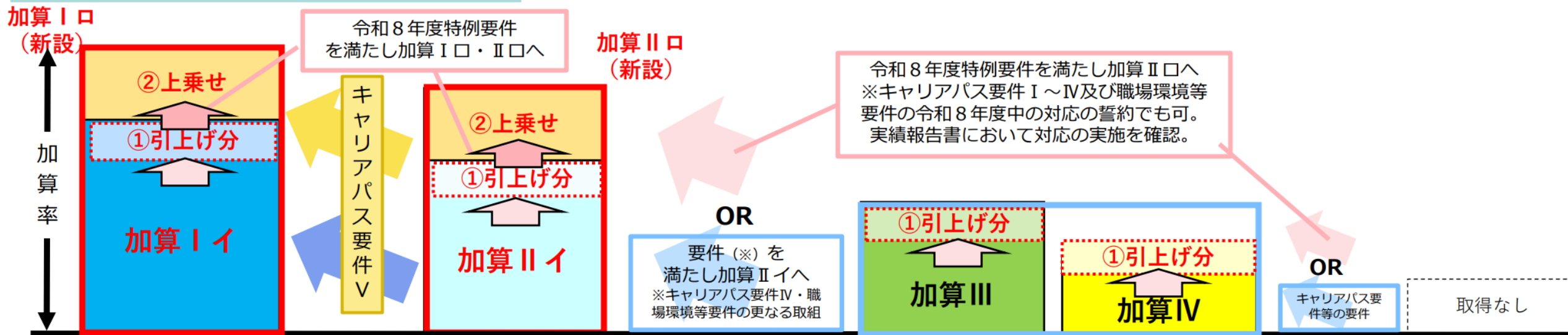
福祉・介護職員のみならず障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施

→具体的には以下の措置。

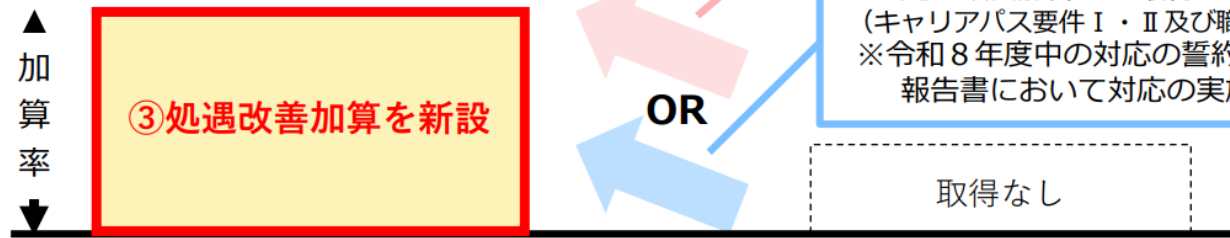
- ① 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大(加算率の引上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を新設(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設
- ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

☆ 令和 8 年度報酬改定について

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件
: ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑱⑳必須)
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。
実績報告書において対応の実施を確認。

算定要件等

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○ (※1)	○ (※1)	◎ (※2・3)	◎ (※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○ (※3)	○ (※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の福祉・介護職員分の
加算率を上乘せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・⑱必須） + d.全体から14以上（*）

(※3) d 又は e.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（⑱⑳必須）（*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）

(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

☆ 令和8年度報酬改定について

○ 就労移行支援体制加算の見直し (令和8年4月施行)

就労継続支援 A 型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定しているところですが、同一の利用者について A 型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があったところ。

- ・ **一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定**
- ・ **同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化**

☆ 令和 8 年度報酬改定について

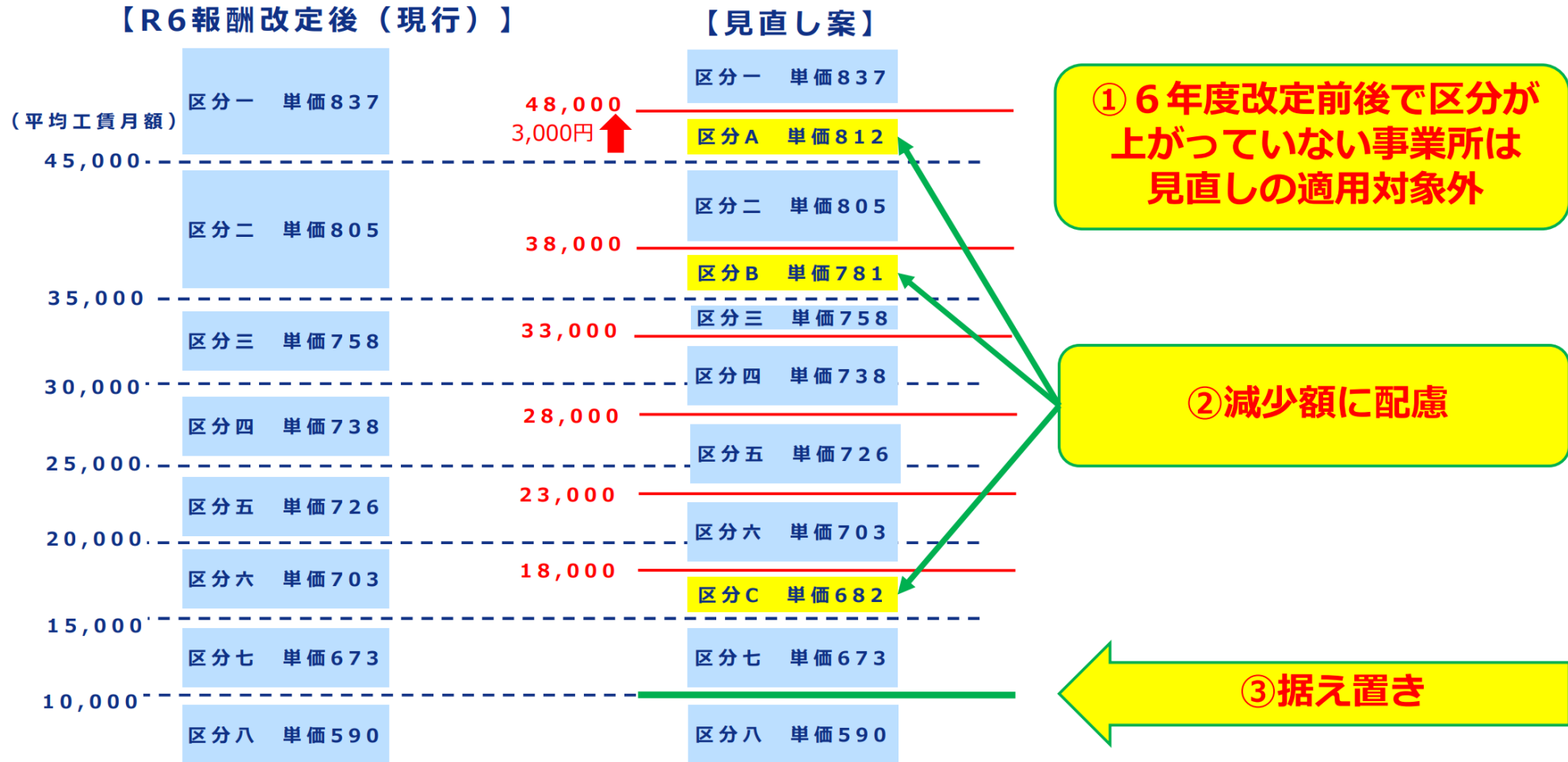
○ 就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し（令和 8 年 6 月施行）

令和 6 年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入した結果、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて平均工賃月額が約 6 千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加

→ ・ 平均工賃月額が約 6 千円上昇していることを踏まえ、基本報酬区分の基準額を引き上げる。引き上げ幅は、その上昇幅の 1/2 である 3 千円に留める。

- ・ 令和 6 年度改定前後で区分が上がっていない事業所について、見直しの適用対象外
- ・ 今回の見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮し、基本報酬の減少額が 3 % 程度に収まるよう中間的な区分を新設
- ・ 令和 6 年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については据え置き

- 見直しにあたっては、**報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、**
 - ① **令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
 - ③ **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
配慮措置を講ずる。



☆ 令和8年度報酬改定について

○ 応急的な報酬単価の特例（令和8年6月から令和9年度報酬改定までの間）

一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況があるが、自治体（指定権者）へのアンケート結果からは、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。

→ ・ 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用

☆ 令和 8 年度報酬改定について

- 応急的な報酬単価の特例（令和8年6月から令和9年度報酬改定までの間）

【対象サービス】

就労継続支援B型， 共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型），
児童発達支援， 放課後等デイサービス

【対象事業所】

令和 8 年 6 月 1 日以降に新規に指定された事業所（既存事業所は従前どおり）

【応急的な報酬単価について】

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、
一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれ**基本報酬単価の特例**を設ける。

就労継続支援B型 -1.6% **共同生活援助 -2.8%**

児童発達支援 -1.2% **放課後等デイサービス -1.8%**